



あなたのお店に

消火器は

ありますか？

消防法令が改正され **2019年10月1日** から

火を使用する設備又は器具を設けた

飲食店に消火器の設置が必要となりました。

※防火上有効な措置として総務省令で定める措置があれば消火器の設置は免除になります。

- 調理油加熱防止装置
 - 自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
 - その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力安全装置）
- I Hコンロのみの場合も設置の必要はありません。

消火器の設置から、設置後の流れ

① 消火器と表示標識の購入

表示標識の例



② 消防用設備等設置届出書

- ・消防法令で定められている様式に必要事項を記入し速やかに消防署へ提出。

③ 消防法令に基づき点検・報告

- ・点検
 - 外観・機器点検（6ヶ月ごと）
 - 総合点検（1年に1回）
- ・報告
 - 総合点検の結果を消防署へ提出（1年に1回）

→小規模飲食店リーフレット

→自ら行う消火器の点検報告支援パンフレット

→消火器点検アプリのご案内（総務省消防庁リンク）

・消火器の設置、また届出について分からぬ等、ご不明な点がありましたら気軽に消防署へご連絡ください。